

GRIガイドライン第4版

項目	指標	記載ページ
戦略および分析		
G4-1	a. 組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者(GEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明	・伊藤園統合レポート2017 (P3-7 トップメッセージ) ・CSR/ESGレポート2017 (P2 トップメッセージ)
G4-2	a. 主要な影響、リスクと機会についての説明	・伊藤園統合レポート2017 (P3-7 トップメッセージ/P42 統括的なリスクマネジメント)
組織のプロフィール		
G4-3	a. 組織の名称を報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P54 会社概要) ・CSR/ESGレポート2017 (P31 お問い合わせ先)
G4-4	a. 主要なブランド、製品およびサービスを報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P29-30 ブランドの育成と強化)
G4-5	a. 組織の本社の所在地を報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P54 会社概要) ・CSR/ESGレポート2017 (P31 お問い合わせ先)
G4-6	a. 組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称を報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P31-32 ITOENブランドの確立/P53 主なグループ会社紹介) ・CSR/ESGレポート2017 (P30-31 グループ会社の主な取り組み)
G4-7	a. 組織の所有形態や法人格の形態を報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P54 会社概要) ・CSR/ESGレポート2017 (P31 お問い合わせ先)
G4-8	a. 参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む)を報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P31-32 ITOENブランドの確立/P53 主なグループ会社紹介)
G4-9	a. 組織の規模(次の項目を含む)を報告する。 ・ 総従業員数 ・ 総事業所数 ・ 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について) ・ 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について) ・ 提供する製品、サービスの量	・伊藤園統合レポート2017 (P49-50 財務サマリーと財務マネジメント/P54 会社概要)
G4-10	a. 雇用契約別および男女別の総従業員数を報告する。 b. 雇用の種類別、男女別の総社員数を報告する。 c. 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力を報告する。 d. 地域別、男女別の総労働力を報告する。 e. 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者(請負業者の従業員とその派遣労働者を含む)以外の者であるか否かを報告する。 f. 雇用者数の著しい変動(例えば観光業や農業における雇用の季節変動)があれば報告する。	・CSR/ESGレポート2017 (P14 労働慣行(ダイバーシティ))
G4-11	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率を報告する。	-
G4-12	a. 組織のサプライチェーンを記述する。	・伊藤園統合レポート2017 (P25-26 バリューチェーンにおけるESG) ・サステナビリティレポート特集編 (P11-12 持続可能なビジネスモデル)
G4-13	a. 報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実を報告する。例えば、 ・ 所在地または事業所の変更(施設の開設や閉鎖、拡張を含む) ・ 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合) ・ サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選択や終了を含む)	-
外部のイニシアティブへのコミットメント		
G4-14	a. 組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方について報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P42 統括的なリスクマネジメント/P43-44 サステナビリティ・マネジメント) ・CSR/ESGレポート2017 (P5 サステナビリティ・マネジメント/P8-9 組織統治(リスクマネジメント、コンプライアンス)/P22 環境(基本的な考え方)) ・サステナビリティレポート特集編 (P13 グループ経営理念/伊藤園グループのCSR体系)
G4-15	a. 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものを一覧表示する。	・伊藤園統合レポート2017 (P12 サステナビリティ経営の推進/P43-44 サステナビリティ・マネジメント) ・CSR/ESGレポート2017 (P7 組織統治(ESD推進基本方針の策定)) ・サステナビリティレポート特集編 (P1 持続可能な開発目標(SDGs)対応でCSRの深化/P13 グループ経営理念/伊藤園グループのCSR体系)
G4-16	a. (企業団体など)団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、会員資格を一覧表示する。 ・ ガバナンス組織において役職を有しているもの ・ プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ・ 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ・ 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの 主として、組織レベルで保持している会員資格を指す。	・伊藤園統合レポート2017 (P17 製造・物流(業界団体との連携)) ・CSR/ESGレポート2017 (P23 環境(業界団体としての取り組み)、P26 環境(ステークホルダーへの対応)) ・サステナビリティレポート特集編 (P5-6 特集1 持続可能なコミュニティ)
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー		
G4-17	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体を一覧表示する。 b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか報告する。	・伊藤園統合レポート2017(財務特集編) (P2-8 連結子会社の状況、連結財務諸表)
G4-18	a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセスを説明する。 b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したかを説明する。	・伊藤園統合レポート2017 (裏表紙 伊藤園統合レポート2017について) ・CSR/ESGレポート2017 (P1 編集方針)
G4-19	a. 報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面を一覧表示する。	・伊藤園統合レポート2017 (P12 サステナビリティ経営の推進/P43-46 サステナビリティ・マネジメント/P47-48 お客様第一主義に基づくビジネスモデル)
G4-20	a. 各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリーを次の通り報告する。 ・ 当該側面が組織内でマテリアルであるか否かを報告する ・ 当該側面が、組織内のすべての事業体(G4-17による)にとってマテリアルでない場合、次の2つの方法のどちらかを選択して報告する - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、 - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧 ・ 組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項があれば報告する	・CSR/ESGレポート2017 (P1 編集方針)
G4-21	a. 各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリーを次の通り報告する。 ・ 当該側面が組織外でマテリアルであるか否かを報告する。 ・ 当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定する。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地を記述する ・ 組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項があれば報告する	・CSR/ESGレポート2017 (P1 編集方針)
G4-22	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由を報告する。	-
G4-23	a. スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更を報告する。	-

項目	指標	記載ページ
ステークホルダー・エンゲージメント		
G4-24	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧を提示する。	・伊藤園統合レポート2017 (P43 ステークホルダーエンゲージメント) ・サステナビリティレポート特集編 (P13 グループ経営理念、伊藤園グループCSR推進基本方針)
G4-25	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準を報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P2 ごあいさつ) ・サステナビリティレポート特集編 (P13 伊藤園グループCSR推進基本方針)
G4-26	a. ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法(種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など)を報告する、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示す。	・伊藤園統合レポート2017 (P43 ステークホルダーエンゲージメント) ・CSR/ESGレポート2017 (P28-29 有識者のご意見)
G4-27	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか(報告を行って対応したものを含む)を報告する。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループを報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P26 バリューチェーンにおけるESG/P38 お茶のプロ集団、世界へ飛翔/P39 次世代レガシー創出への新境地) ・CSR/ESGレポート2017 (P28-29 有識者のご意見) ・サステナビリティレポート特集編 (P3 社会課題に応える伊藤園/P5-6 特集1 持続可能なコミュニティ/P8 特集2 次世代のためのレガシー創出/P10 持続可能な生産と消費/P12 持続可能なビジネスモデル/P14 第三者意見)
報告書のプロフィール		
G4-28	a. 提供情報の報告期間(会計年度、暦年など)。	・伊藤園統合レポート2017 (裏表紙 伊藤園統合レポート2017について) ・CSR/ESGレポート2017 (P1 編集方針)
G4-29	a. 最新の発行済報告書の日付(該当する場合)。	・伊藤園統合レポート2017 (裏表紙 伊藤園統合レポート2017について) ・CSR/ESGレポート2017 (P1 編集方針)
G4-30	a. 報告サイクル(年次、隔年など)。	・CSR/ESGレポート2017 (P1 編集方針)
G4-31	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口を提示する。	・伊藤園統合レポート2017 (裏表紙 伊藤園統合レポート2017について) ・CSR/ESGレポート2017 (P31 お問い合わせ先)
GRI内容索引		
G4-32	a. 組織が選択した「準拠」のオプションを報告する。 b. 選択したオプションのGRI内容索引を報告する。 c. 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報を報告する。(GRIでは外部保証の利用を推奨しているが、これは本ガイドラインに「準拠」するための要求事項ではない)。	※本対照表
保証		
G4-33	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行を報告する。 b. サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準を報告する。 c. 組織と保証の提供者の関係を報告する。 d. 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否かを報告する。	・CSR/ESGレポート2017 (P28-29 有識者のご意見) ・サステナビリティレポート特集編 (P14 第三者意見)
ガバナンス		
ガバナンスの構造と構成		
G4-34	a. 組織のガバナンス構造(最高ガバナンス組織の委員会を含む)を報告する。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定する。	・伊藤園統合レポート2017 (P41 コーポレート・ガバナンス/P43 サステナビリティ・マネジメント) ・CSR/ESGレポート2017 (P6-7 組織統治(コーポレート・ガバナンス))
G4-35	a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセスを報告する。	-
G4-36	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否かを報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P43 サステナビリティ・マネジメント) ・CSR/ESGレポート2017 (P5 サステナビリティ・マネジメント)
G4-37	a. ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセスを報告する。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセスについて記述する。	-
G4-38	a. 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成を、次の項目別に報告する。 ・執行権の有無 ・独立性 ・ガバナンス組織における任期 ・構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 ・ジェンダー ・発言権の低いグループのメンバー ・経済、環境、社会影響に関する能力 ・ステークホルダーの代表	・伊藤園統合レポート2017 (P41 コーポレート・ガバナンス)
G4-39	a. 最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否かを報告する(兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由も報告する)。	-
G4-40	a. 最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセスを報告する。また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準を、次の事項を含めて報告する。 ・多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ステークホルダー(株主を含む)が関与しているか、どのように関与しているか。	-
G4-41	a. 最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセスを報告する。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか報告する。 ・役員会メンバーの相互就任 ・サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い ・支配株主の存在 ・関連当事者の情報	-
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割		
G4-42	a. 経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員との役割を報告する。	-
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価		
G4-43	a. 経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を発展・強化するために講じた対策を報告する。	-
G4-44	a. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセスを報告する。当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度を報告する。また当該評価が自己評価であるか否かを報告する。 b. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置を報告する。この報告では少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を記載する。	・伊藤園統合レポート2017 (P41 コーポレート・ガバナンス(取締役会の実行性評価))
リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割		
G4-45	a. 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割を報告する。この報告には、デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割を含める。 b. ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否かを報告する。	-
G4-46	a. 組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割を報告する。	-
G4-47	a. 最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度を報告する。	-
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割		
G4-48	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職を報告する。	-

項目	指標	記載ページ
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割		
G4-49	a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセスを報告する。	-
G4-50	a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段を報告する。	-
報酬とインセンティブ		
G4-51	a. 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬について報告する。 <ul style="list-style-type: none"> 固定報酬と変動報酬 <ul style="list-style-type: none"> パフォーマンス連動報酬 株式連動報酬 賞与 後配株式、権利確定株式 契約金、採用時インセンティブの支払い 契約終了手当 クローバック 退職給付(最高ガバナンス組織、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む) b. 報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているかを報告する。	-
G4-52	a. 報酬の決定プロセスを報告する。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否かを報告する。報酬コンサルタントと組織の間にこの他の関係がある場合には、報告する。	-
G4-53	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているかを報告する。該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果も記述する。	-
G4-54	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)に対する比率を報告する。	-
G4-55	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)の増加率に対する比率を報告する。	-
倫理と誠実性		
G4-56	a. 組織の価値、理念および行動基準・規範(行動規範、倫理規定など)を記述する。	・伊藤園統合レポート2017 (P2 ごあいさつ/P42 コーポレート・ガバナンス(コンプライアンス)/P43-44 サステナビリティ・マネジメント) ・CSR/ESGレポート2017 (P8-9 組織統治(コンプライアンス))
G4-57	a. 倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度(電話相談窓口)を報告する。	・CSR/ESGレポート2017 (P8 組織統治(コンプライアンス))
G4-58	a. 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度(ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど)を報告する。	・CSR/ESGレポート2017 (P8 組織統治(コンプライアンス))
マネジメント手法の開示項目に関する手引き		
G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由を報告する。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響を報告する。 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法を報告する。 c. マネジメント手法の評価を、次の事項を含めて報告する。 <ul style="list-style-type: none"> マネジメント手法の有効性を評価する仕組み マネジメント手法の評価結果 マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容 	・CSR/ESGレポート2017 (P16-17 消費者課題/P18-21 コミュニティへの参画およびコミュニティの発展/P22-26 環境) ・サステナビリティレポート特集編(裏表紙 主なCSR目標(KPI))

< 特定標準開示項目 >

カテゴリー: 経済		
側面: 経済パフォーマンス		
G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値 a. 創出、分配した直接的経済価値(EVG&D)を発生主義ベースで報告する。これには、組織の全世界の事業所について、次に一覧表示する基本要素を含める。 <ul style="list-style-type: none"> 創出した直接的経済価値: <ul style="list-style-type: none"> 収入 分配した経済価値: <ul style="list-style-type: none"> 事業コスト 従業員給与と福利 資本提供者に対する支払い 政府に対する支払い(国別) コミュニティへの投資 留保している経済価値(「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの) b. 地域に対する経済影響をより適切に評価するため、影響が著しいものについてEVG&Dを国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準を報告する。	-
G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会 a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会、事業、収入、支出に実質的な変動が生じる可能性のあるものを報告する。報告には、次の事項を含めること。 <ul style="list-style-type: none"> リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類 リスクと機会に関連する影響の記述 リスクと機会の財務上の影響で、措置を講じる前に生じていたもの リスクと機会をマネジメントするために用いた手法 リスクと機会をマネジメントするために講じた措置のコスト 	-
G4-EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲 a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額を報告する。 b. 年金制度の債務を支払うために別個の基金がある場合は、次の事項を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> 制度の債務額を別途積み立てた資産でカバーできると考えられる比率 当該推定額の算出基礎 推定額の算出時期 c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が完全補償の状態にない場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する。 d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める比率を報告する。 e. 退職金積立制度への参加のレベルを報告する(義務的参加か任意制度か、地域的制度か国別制度か、経済影響があるものか、など)。	-
G4-EC4	政府から受けた財務援助 a. 組織が報告期間中に政府から受け取った財務援助の総額を報告する。報告には次の項目を含めること。 <ul style="list-style-type: none"> 減税および税額控除 補助金 投資奨励金、研究開発(R&D)助成金、その他関連助成金 賞金 特許権等使用料免除期間 輸出信用機関(ECA)からの財務援助 金銭的インセンティブ その他、事業所が政府から受け取った財務利益、または受け取る予定の財務利益 b. 上記の情報は国別に報告する。 c. 組織の株式保有構造の中における政府の位置を報告する。	-
側面: 地域での存在感		
G4-EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率(男女別) a. 労働力の相当部分が最低賃金規則により賃金を支給されている場合、重要事業拠点における最低賃金に対する最低給与の比率(男女別)を報告する。 b. 重要事業拠点を置いている地域に最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否かを男女別に報告する。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを男女別に報告する。 c. 使用した「重要事業拠点」の定義を報告する。	-
G4-EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率 a. 重要事業拠点で、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率を報告する。 b. 使用した「上級管理職」の定義を報告する。 c. 組織の「地域・地元」の地理的定義を報告する。 d. 使用した「重要事業拠点」の定義を報告する。	-

項目	指標	記載ページ
側面:間接的な経済影響		
G4-EC7	<p>インフラ投資および支援サービスの展開と影響</p> <p>a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲を報告する。</p> <p>b. コミュニティや地域経済に与えている影響、または与えると思われる影響を報告する。プラスとマイナス双方の影響を報告する(該当する場合)。</p> <p>c. この投資、サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する。</p>	<p>・CSR/ESGLレポート2017 (P11 人権(コミュニティと人権課題)/P18-21 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展/P30-31 グループ会社の主な取り組み)</p> <p>・サステナビリティレポート特集編 (P5-6 特集1持続可能なコミュニティ/P7-8 特集2次世代のためのレガシー創出)</p>
G4-EC8	<p>著しい間接的な経済影響(影響の程度を含む)</p> <p>a. 組織が与える著しい間接的な経済影響(プラスおよびマイナス)を特定し、事例を報告する。報告事例には、次の事項などを含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織、業界、経済全体の生産力の変化 ・貧困度が高い地域の経済発展 ・社会、環境状況の改善または悪化による経済影響 ・低所得者にとっての製品・サービスの利用可能性 ・専門家コミュニティや地理的地域における技能、知識の向上 ・サプライチェーン、流通チェーンにおいて支えられている雇用 ・外国からの直接投資の活性化、推進、制限 ・事業拠点や活動内容の変更による経済影響 ・製品・サービスの利用による経済影響 ・外部のベンチマークやステークホルダーの優先事項(国内および国際的な基準、協定、政策課題など)という意味合いにより、影響の「著しさ」を報告する。 	<p>・伊藤園統合レポート2017 (P15-22 調達-営業・販売)</p> <p>・CSR/ESGLレポート2017 (P18-21 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展)</p> <p>・サステナビリティレポート特集編 (P3-4 社会課題に因る伊藤園)</p>
側面:調達慣行		
G4-EC9	<p>重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率</p> <p>a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所のあるサプライヤーへの支出金額比率を報告する(地元で調達した商品やサービスの比率など)。</p> <p>b. 組織の「地域・地元」の地理的定義を報告する。</p> <p>c. 使用した「重要事業拠点」の定義を報告する。</p>	<p>・伊藤園統合レポート2017 (P15-16 調達)</p> <p>・CSR/ESGLレポート2017 (P20-21 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展(茶産地育成事業))</p> <p>・サステナビリティレポート特集編 (P9 持続可能な生産と消費)</p>
カテゴリ:環境		
側面:原材料		
G4-EN1	<p>使用原材料の重量または量</p> <p>a. 組織が、報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または量を、次の分類により報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用した再生不能原材料 ・使用した再生可能原材料 	<p>・CSR/ESGLレポート2017 (P25 環境(廃棄物とリサイクル(原材料使用の削減の取り組み))/P27 環境(事業活動による環境への影響))</p>
G4-EN2	<p>使用原材料におけるリサイクル材料の割合</p> <p>a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の比率を報告する。</p>	-
側面:エネルギー		
G4-EN3	<p>組織内のエネルギー消費量</p> <p>a. 非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量を、ジュールまたはその倍数単位(キロ、メガなど)で報告する。使用した燃料の種類も記載する。</p> <p>b. 再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量を、ジュールまたはその倍数単位で報告する。使用した燃料の種類も記載する。</p> <p>c. 下記の総量を、ジュール、ワット時、またはその倍数単位で報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力消費量 ・暖房消費量 ・冷房消費量 ・蒸気消費量 <p>d. 下記の総量を、ジュール、ワット時、またはその倍数単位で報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売した電力 ・販売した暖房 ・販売した冷房 ・販売した蒸気 <p>e. エネルギー総消費量を、ジュールまたはその倍数単位で報告する。</p> <p>f. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。</p> <p>g. 使用した変換係数の情報源を報告する。</p>	<p>・CSR/ESGLレポート2017 (P23-24 環境(気候変動・大気汚染の防止、省エネルギーの推進)/P27 環境(事業活動による環境への影響))</p>
G4-EN4	<p>組織外のエネルギー消費量</p> <p>a. 組織外で消費したエネルギーを、ジュールまたはその倍数単位(キロ、メガなど)で報告する。</p> <p>b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。</p> <p>c. 使用した変換係数の情報源を報告する。</p>	<p>・CSR/ESGLレポート2017 (P27 環境(事業活動による環境への影響))</p>
G4-EN5	<p>エネルギー原単位</p> <p>a. エネルギー原単位を報告する。</p> <p>b. 比率計算のための組織固有の値(分数の分母)を選択して報告する。</p> <p>c. 原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気またはこのすべて)を報告する。</p> <p>d. その比率計算に使用したのは、組織内消費エネルギー、組織外消費エネルギーもしくはこの両者であるかを報告する。</p>	<p>・CSR/ESGLレポート2017 (P23 環境(気候変動・大気汚染の防止))</p>
G4-EN6	<p>エネルギー消費の削減量</p> <p>a. エネルギー消費の削減および効率化の取り組みによる直接的な結果としてエネルギー消費量が削減できた場合、削減量をジュールまたはその倍数単位で報告する。</p> <p>b. 削減したエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房および蒸気)を報告する。</p> <p>c. エネルギー消費削減量の算出に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の論理的根拠を報告する。</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。</p>	<p>・CSR/ESGLレポート2017 (P30 グループ会社の主な取り組み(伊藤園関西茶業))</p>
G4-EN7	<p>製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量</p> <p>a. 販売した製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間内における削減量を、ジュールまたはその倍数単位で報告する。</p> <p>b. エネルギー消費削減量の算出に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の論理的根拠を報告する。</p> <p>c. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。</p>	<p>・伊藤園統合レポート2017 (P21-22 営業・販売)</p>
側面:水		
G4-EN8	<p>水源別の総取水量</p> <p>a. 次の水源からの総取水量を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表水(湿地、河川、湖、海など) ・地下水 ・組織が直接貯めた曇水 ・他の組織からの廃水 ・地方自治体の水道や他の水道施設 <p>b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。</p>	<p>・CSR/ESGLレポート2017 (P27 環境(事業活動による環境への影響))</p>
G4-EN9	<p>取水によって著しい影響を受ける水源</p> <p>a. 取水によって著しい影響を受ける水源の数を、種類別に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源の規模 ・水源が(国内で、または国際的に)保護地域に指定されているか否か ・生物多様性から見た価値(種の多様性および固有性、保護種の数など) ・地域コミュニティや先住民族にとっての水源の価値、重要性 <p>b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。</p>	-
G4-EN10	<p>リサイクルおよびリユースした水の総量と比率</p> <p>a. 組織がリサイクルおよびリユースした水の総量を報告する。</p> <p>b. リサイクルおよびリユースした水量が、指標G4-EN8で報告する総取水量に占める比率をパーセンテージで報告する。</p> <p>c. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。</p>	-

項目	指標	記載ページ
側面: 生物多様性		
G4-EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト a. 保護地域内の内部や隣接地域または保護地域外で生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している各事業サイトについて、次の情報を報告する。 ・ 地理的な場所 ・ 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地 ・ 保護地域(保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域)または保護地域外の生物多様性価値の高い地域との位置関係 ・ 事業形態(事務所、製造・生産、採掘) ・ 事業敷地の面積(km2で表記) ・ 次の点から見た生物多様性における価値: - 当該保護地域および保護地域外で生物多様性価値の高い地域についての特質(陸上、淡水域、海洋における生態系) - 保護地域としての登録先のリスト(IUCN 保護地域管理区分、ラムサール条約、国内規制など)	-
G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述 a. 下記の1つ以上の事項に関連して、生物多様性に対して直接、間接に及ぼされる著しい影響に関する情報を報告する。 ・ 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用 ・ 汚染(生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも) ・ 侵入生物種、害虫、病原菌の導入 ・ 種の減少 ・ 生息地の改変 ・ 生態学的プロセスの変化(塩分濃度、地下水位変動など)で、自然増減の範囲を超えるもの b. 下記の事項に関連した直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響を報告する。 ・ 影響を受ける生物種 ・ 影響を受ける地域の範囲 ・ 影響を及ぼす期間 ・ 影響の可逆性、不可逆性	・CSR/ESGLレポート2017 (P24 環境(生物多様性の保全、水の管理))
G4-EN13	保護または復元されている生息地 a. すべての生息地保護地域、復元地域の規模と所在地を報告する。復元措置の成功が外部の独立系専門家によって承認されたものかどうかについても報告する。 b. 組織が復元や保護措置を監督・実施した場所とは違う生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無を報告する。 c. 各地域の現状について、報告期間終了時の条件に基づいて報告する。 d. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P21 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展(コミュニティと環境・文化、コミュニティの震災復興支援))
G4-EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する a. IUCN レッドリストや国内保全種リストの対象生物種で、組織の事業による影響を受ける地域に生息する種の総数を、絶滅危険性のレベルで分類して報告する。 ・ 絶滅危惧IA 類(CR) ・ 絶滅危惧IB 類(EN) ・ 絶滅危惧II 類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 軽度懸念	-
側面: 大気への排出		
G4-EN15	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1) a. 直接的(スコープ1)GHG 排出量の総計を、t-CO2 で報告する。GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。 b. 総計計算に含まれているガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、または全部)を報告する。 c. 直接的(スコープ1)GHG 排出量の総計とは別に、生物由来のCO2 排出量を、t-CO2 で報告する。 d. 選択した基準年と、その基準年を選択した根拠、基準年における排出量を報告する。排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合には、その経緯を報告する。 e. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。 f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP 情報源の出典を報告する。 g. 排出量に関して選択した連結情報(株式持分、財務管理、経営管理)を報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P17-18 製造・物流) ・CSR/ESGLレポート2017 (P23 環境(気候変動・大気汚染の防止)/P27 環境(事業活動による環境への影響))
G4-EN16	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2) a. 間接的(スコープ2)GHG 排出量の総計を、t-CO2 で報告する。GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。 b. データがある場合には、総計計算に用いたガスを報告する。 c. 選択した基準年と、その基準年を選択した根拠、基準年における排出量を報告する。排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合には、その経緯を報告する。 d. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。 e. データがある場合には、使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP 情報源の出典を報告する。 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理)を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P23 環境(気候変動・大気汚染の防止)/P27 環境(事業活動による環境への影響))
G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出(スコープ3) a. その他の間接的(スコープ3)GHG 排出量の総量をt-CO2 で報告する。これには、組織が消費する目的で購入、取得した電力、暖房、冷房、蒸気の発生からの間接的排出量(指標G4-EN16で報告)は含めない。また、GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。 b. データがある場合には、総計計算に用いたガスを報告する。 c. その他の間接的(スコープ3)GHG 排出量の総計とは別に、生物由来のCO2 排出量をt-CO2 で報告する。 d. 計算に用いたその他の間接的(スコープ3)排出量の区分と活動を報告する。 e. 選択した基準年と、その基準年を選択した根拠、基準年における排出量を報告する。排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合には、その経緯を報告する。 f. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。 g. データがある場合には、使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP の情報源の出典を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P23 環境(気候変動・大気汚染の防止)/P27 環境(事業活動による環境への影響))
G4-EN18	温室効果ガス(GHG)排出原単位 a. GHG 排出原単位を報告する。 b. 比率計算するために選定した組織固有の値(分数の分母)を報告する。 c. 原単位に用いられるGHG 排出量の種類を報告する。直接的な排出量(スコープ1)、間接的な排出量(スコープ2)、その他の間接的な排出量(スコープ3)。 d. 計算に用いたガスを報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P17-18 製造・物流)
G4-EN19	温室効果ガス(GHG)排出量の削減量 a. 排出量削減活動を実施した結果、直接的な成果として達成したGHG 排出量削減量を、t-CO2 で報告する。 b. 計算に用いたガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、または全部)を報告する。 c. 選択した基準年または基準値、およびその選択根拠を報告する。 d. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。 e. GHG 排出量削減となったのが、直接的な排出(スコープ1)、間接的な排出(スコープ2)、その他の間接的な排出(スコープ3)のどれなのかを報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P17-18 製造・物流) ・CSR/ESGLレポート2017 (P23 環境(気候変動・大気汚染の防止、省エネルギーの推進)/P27 環境(事業活動による環境への影響))
G4-EN20	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量 a. ODS の生産量、移入量、移出量をCFC-11 換算トンで報告する。 b. 計算に用いた物質を報告する。 c. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。 d. 使用した排出係数の情報源を報告する。	-
G4-EN21	NOx、SOx、およびその他の重大な大気排出 a. 重大な大気排出の量をキログラムまたはその倍数単位(トンなど)で報告する。次の掲げる種類別とする。 ・ NOx ・ SOx ・ 残留性有機汚染物質(POPs) ・ 揮発性有機化合物(VOC) ・ 有害大気汚染物質(HAP) ・ 粒子状物質(PM) ・ その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。 c. 使用した排出係数の情報源を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P27 環境(事業活動による環境への影響))

項目	指標	記載ページ
側面: 排水および廃棄物		
G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量 a. 計画内および計画外の排水量を、次の分類により報告する。 ・ 排出先 ・ 水質(処理方法を含む) ・ 他の組織によるリユースの有無 b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P24 環境(水の管理)/P27 環境(事業活動による環境への影響))
G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量 a. 有害廃棄物や非有害廃棄物の重量を、次の処分方法別に報告する。 ・ リユース ・ リサイクル ・ 堆肥化 ・ 回収(エネルギー回収を含む) ・ 焼却(大量燃焼) ・ 深井戸注入 ・ 埋め立て ・ 現場保管 ・ その他(詳細を記述) b. 廃棄物処分方法の判別方法を報告する。 ・ 自ら処分している場合または直接確認した場合 ・ 廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合 ・ 廃棄物処分請負業者からの報告がない場合	・伊藤園統合レポート2017 (P17-18 製造・物流) ・CSR/ESGLレポート2017 (P25 環境(廃棄物とリサイクル)/P27 環境(事業活動による環境への影響))
G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量 a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量を報告する。 b. 組織の財務報告書で報告している漏出については、上記に加え次の情報を案件ごとに報告する。 ・ 漏出場所 ・ 漏出量 ・ 漏出物の区分は次のとおり: - 石油漏出物(土壌または水面) - 燃料漏出物(土壌または水面) - 廃棄物の漏出(土壌または水面) - 化学物質の漏出(土壌または水面) - その他(詳細を記述) c. 重大な漏出の影響を報告する。	-
G4-EN25	バーゼル条約付属文書I、II、III、VIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率 a. 下記のそれぞれについて、総重量を報告する。 ・ 輸送した有害廃棄物 ・ 輸入した有害廃棄物 ・ 輸出した有害廃棄物 ・ 処理した有害廃棄物 b. 国際輸送した有害廃棄物の比率を報告する。	-
G4-EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値 a. 「編集方法」セクションで説明する基準に基づいて、排水による著しい影響を受ける水域および関連生息地を報告し、次の事項に関する情報を付記する。 ・ 水域および関連生息地の規模 ・ その水域および関連生息地が(国内的または国際的に)保護地域に指定されているか否か ・ 生物多様性価値(保護種の数など)	-
側面: 製品およびサービス		
G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度 a. 製品やサービスが及ぼす環境影響を、報告期間中にどの程度まで低減させたかを定量的に報告する。 b. 使用ベースの数値を採用する場合には、消費パターンや正規化係数に関する基本的な前提条件を明確に示す。	・CSR/ESGLレポート2017 (P25 環境(廃棄物とリサイクル)) ・サステナビリティレポート特集編 (P9-10 持続可能な生産と消費)
G4-EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率(区分別) a. リユースやリサイクルされる製品や梱包材の比率を、製品区分別に報告する。 b. この指標のデータの収集方法を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P25 環境(廃棄物とリサイクル))
側面: コンプライアンス		
G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数 a. 高額な罰金や罰金以外の制裁措置について、下記の観点から報告する。 ・ 高額罰金の総額 ・ 罰金以外の制裁措置の総件数 ・ 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 法規制に対して組織の違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。	-
側面: 輸送・移動		
G4-EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響 a. 組織の業務に使用する製品その他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響について報告する。定量的データを示さない場合は、その理由を明らかにする。 b. 製品、組織の従業員、その他物品や原材料の輸送・移動によって生じる環境影響をどのように緩和したかを報告する。 c. 著しい環境影響を判断する際に準拠した基準、方法を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P23 環境(省エネルギーの推進)/P27 環境(事業活動による環境への影響))
側面: 環境全般		
G4-EN31	環境保護目的の総支出と総投資(種類別) a. 環境保全支出について、次の項目別に報告する。 ・ 廃棄物処分、排出物処理および是正のコスト ・ 予防および環境マネジメントのコスト	-
側面: サプライヤーの環境評価		
G4-EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率 a. 環境クライテリアを用いて選定した新規サプライヤーの比率を報告する。	-
G4-EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響(現実的、潜在的なもの)、および行った措置 a. 環境影響評価の対象としたサプライヤーの数を報告する。 b. 著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤー数を報告する。 c. サプライチェーン内で特定した著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)を報告する。 d. 著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善を行うことに同意したサプライヤーの比率を報告する。 e. 著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果により、事業関係を終了したサプライヤーの比率およびその理由を報告する。	-
側面: 環境に関する苦情処理制度		
G4-EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数 a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度を通じて申立された環境影響関連の苦情総件数を報告する。 b. 特定した苦情のうち、下記の件数を報告する。 ・ 報告期間中に対応した苦情 ・ 報告期間中に解決した苦情 c. 報告期間より前に提起され、報告期間中に解決した環境影響関連の苦情総件数を報告する。	-

項目	指標	記載ページ
カテゴリー: 社会		
サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク		
側面: 雇用		
G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率(年齢、性別、地域による内訳) a. 報告期間内に新規雇用した従業員の総数と比率を、年齢、性別、地域の内訳により報告する。 b. 報告期間内に離職した従業員の総数と比率を、年齢、性別、地域の内訳により報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P12 労働慣行(人事・福利厚生)/P14-15 労働慣行(ダイバーシティ))
G4-LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付(主要事業拠点ごと) a. 組織の正社員には標準支給するが、派遣社員やアルバイト従業員には支給しない給付について、主要事業拠点ごとに報告する。この給付には、少なくとも次のものを含める。 ・生命保険 ・医療 ・身体障害、病氣補償 ・育児休暇 ・定年退職金 ・持ち株制度 ・その他 b. 「主要事業拠点」の定義を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P12 労働慣行(人事・福利厚生))
G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率(男女別) a. 育児休暇を取る権利を有していた従業員の総数(男女別)を報告する。 b. 育児休暇を取った従業員の総数(男女別)を報告する。 c. 育児休暇を取った後、復職した従業員の総数(男女別)を報告する。 d. 育児休暇から復職し、復職後12ヶ月の時点で在籍している従業員の総数(男女別)を報告する。 e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別)を報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P23 価値創造を支える基盤)
側面: 労使関係		
G4-LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間(労働協約で定めているか否かも含む) a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある業務変更を実施する場合、従業員や従業員代表者に対して通常、最低何週間前までに通知を行っているかを報告する。 b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉を労働協約上に定めているか否かを報告する。	-
側面: 労働安全衛生		
G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率 a. 公式の労使合同安全衛生委員会のそれぞれの委員について、組織内における通常の活動レベルを報告する。 b. 公式の労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P13 労働慣行(従業員の健康・安全))
G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数(地域別、男女別) a. 総労働力(全従業員と派遣労働者の合計)を対象に傷害の種類、傷害率(IR)、業務上疾病率(ODR)、休業日数率(LDR)、欠勤率(AR)、および業務上の死亡者数を、次の内訳により報告する。 ・地域 ・性別 b. 事業所内に勤務する請負業者(組織が労働環境の全般的な安全性について法的責任を負っている者)を対象に傷害の種類、傷害率(IR)、業務上疾病率(ODR)、休業日数率(LDR)、欠勤率(AR)、および業務上の死亡者数を、次の内訳により報告する。 ・地域 ・性別 c. 災害統計の記録、報告に適用する規則体系を報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P23 価値創造を支える基盤) ・CSR/ESGLレポート2017 (P13 労働慣行(従業員の健康・安全))
G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数 a. 事故率や特定疾病発症率の高い業務活動に従事する労働者の有無を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P13 労働慣行(従業員の健康・安全))
G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ a. 労働組合(各地域、全世界のいずれか)と締結した正式協定で、安全衛生を定めているか否かを報告する。 b. 定めている場合、安全衛生に関する様々なテーマが協定上でどの程度盛り込まれているか、比率で報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P13 労働慣行(従業員の健康・安全))
側面: 研修および教育		
G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別) a. 報告期間内に、組織の従業員が受講した研修の平均時間数を、次の内訳により報告する。 ・性別 ・従業員区分	・CSR/ESGLレポート2017 (P13-14 労働慣行(人材育成))
G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援 a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、範囲や、提供した支援について報告する。 b. 継続的な雇用適性を推進する移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了マネジメントについて報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P23 価値創造を支える基盤) ・CSR/ESGLレポート2017 (P13-14 労働慣行(人材育成)/P15-16 労働慣行(ダイバーシティ))
G4-LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率(男女別、従業員区分別) a. 報告期間内に、業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率を、男女別、従業員区分別に報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P23 価値創造を支える基盤) ・CSR/ESGLレポート2017 (P13-14 労働慣行(人材育成)/P15 労働慣行(ダイバーシティ))
側面: 多様性と機会均等		
G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳(性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別) a. 組織のガバナンス組織に属する個人で、次の多様性区分に該当する者の比率をそれぞれ報告する。 ・性別 ・年齢:30歳未満、30~50歳、50歳超 ・マイノリティーグループ ・その他の多様性の指標(該当する場合) b. 従業員区分別、次の多様性区分に該当する従業員の比率をそれぞれ報告する。 ・性別 ・年齢:30歳未満、30~50歳、50歳超 ・マイノリティーグループ ・その他の多様性の指標(該当する場合)	・CSR/ESGLレポート2017 (P15 労働慣行(ダイバーシティ))
側面: 男女同一報酬		
G4-LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、主要事業拠点別) a. 女性の基本給と報酬総額、男性の基本給と報酬総額に対する比率を報告する(従業員区分別、主要事業拠点別)。 b. 「主要事業拠点」の定義を報告する。	※性別による基本給与の差はない
側面: サプライヤーの労働慣行評価		
G4-LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率 a. 労働慣行基準クライテリアによりスクリーニングの対象とした新規サプライヤーの比率を報告する。	-
G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)と実施した措置 a. 労働慣行に関する影響評価の対象となったサプライヤー数を報告する。 b. 労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤー数を報告する。 c. サプライチェーン内での労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を特定した場合、その影響を報告する。 d. 労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善に同意したサプライヤーの比率を報告する。 e. 労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、関係を終了したサプライヤーの比率とその理由を報告する。	-
側面: 労働慣行に関する苦情処理制度		
G4-LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数 a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度により申立のあった労働慣行関連の苦情総件数を報告する。 b. 特定した苦情のうち、下記の件数を報告する。 ・報告期間内に対応した苦情 ・報告期間内に解決した苦情 c. 報告期間より前に申立があり、報告期間内に解決した労働慣行関連の苦情総件数を報告する。	-

項目	指標	記載ページ
サブカテゴリ: 人権		
側面: 投資		
G4-HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率 a. 重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権についての適正審査を受けたものの総数とその比率を報告する。 b. 組織の定める「重要な投資協定」の定義を報告する。	-
G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間(研修を受けた従業員の比率を含む) a. 報告期間内に、業務関連の人権側面についての方針や手順のみをテーマとして従業員研修を実施した場合、その総時間数を報告する。 b. 報告期間内に、業務関連の人権側面についての方針や手順を内容とする従業員研修を実施した場合、研修を受けた従業員数の比率を報告する。	・CSR/ESGレポート2017 (P11 人権(人権の尊重、コミュニティと人権課題))
側面: 非差別		
G4-HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置 a. 報告期間内に生じた差別事例の総件数を報告する。 b. 事例の状況と実施した措置について、次の事項を含めて報告する。 ・組織による事例の確認 ・実施中の是正計画 ・実施済みの是正計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスによる結果の確認 ・措置が不要となった事例	-
側面: 結社の自由と団体交渉		
G4-HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策 a. 従業員の結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー。次のいずれかの観点から報告する。 ・業務(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ・リスクにさらされていると思われる業務またはサプライヤーが存在する国または地域 b. 報告期間内に、結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するために組織が実施した対策を報告する。	-
側面: 児童労働		
G4-HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策 a. 次の事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを報告する ・児童労働 ・年少労働者による危険作業の従事 b. 児童労働に関する著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを、次の観点から報告する。 ・業務(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ・リスクが生じると考えられる業務やサプライヤーが存在する国または地域 c. 報告期間内に、児童労働の効果的な根絶のために組織が実施した対策を報告する。	-
側面: 強制労働		
G4-HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策 a. 強制労働に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを、次のいずれかの観点から報告する。 ・業務(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ・リスクが生じると考えられる業務やサプライヤーが存在する国または地域 b. 報告期間内に、あらゆる形態の強制労働を撲滅するために組織が実施した対策を報告する。	-
側面: 保安慣行		
G4-HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率 a. 保安要員のうち、組織の人権方針や具体的手順、保安への応用に関する正式な研修を受講した者の比率を報告する。 b. 第三者組織から保安要員の提供を受けている場合、その第三者組織にも研修受講義務を課しているか否かを報告する。	-
側面: 先住民の権利		
G4-HR8	先住民の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置 a. 報告期間内に、先住民の権利を侵害していると認められる事例の総数を報告する。 b. 事例の状況と実施した措置について、次の事項を含めて報告する。 ・組織による事例の確認 ・実施中の救済計画 ・実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスによる結果の確認 ・措置が不要となった事例	-
側面: 人権評価		
G4-HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率 a. 人権レビューや人権に関する影響評価の対象とした業務の総数とその比率を、国別に報告する。	-
側面: サプライヤーの人権評価		
G4-HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率 a. 人権クライテリアを使用してスクリーニングした新規サプライヤーの比率を報告する。	-
G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)および実施した措置 a. 人権に関する影響評価の対象としたサプライヤーの数を報告する。 b. 人権に関して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーの数を報告する。 c. サプライチェーン内で、人権に関して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を特定した場合には、その影響を報告する。 d. 人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの比率を報告する。 e. 人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、関係を終了したサプライヤーの比率、およびその理由を報告する。	-
側面: 人権に関する苦情処理制度		
G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数 a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度に申立のあった人権影響関連の苦情の総件数を報告する。 b. 特定した苦情のうち、次の件数を報告する。 ・報告期間中に対応した苦情 ・報告期間中に解決した苦情 c. 報告期間より前に申立があり、報告期間内に解決した人権影響関連の苦情の総件数を報告する。	-
サブカテゴリ: 社会		
側面: 地域コミュニティ		
G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率 a. 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラム(次のものを活用したものなど)を実施したものの比率を報告する。 ・一般参加型アプローチに基づく社会影響評価(ジェンダー影響評価を含む) ・環境影響評価および継続的なモニタリング ・環境および社会影響評価の結果の公開 ・地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム ・ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 ・広範なコミュニティ協議委員会や各種プロセス(社会的弱者が参画するもの) ・影響に対処するための労使協議会、職業安全衛生委員会、その他従業員代表機関 ・正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス	・伊藤園統合レポート2017 (P21-22 営業・販売) ・CSR/ESGレポート2017 (P18-21 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展/P30-31 グループ会社の主な取り組み) ・サステナビリティレポート特集編 (P5-6 特集1持続可能なコミュニティ/P7-8 特集2次世代のためのレガシー創出)
G4-SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業 a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業について、次の事項を含めて報告する。 ・事業の場所 ・事業の及ぼす著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)	-

項目	指標	記載ページ
側面: 腐敗防止		
G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業の総数と比率を報告する。 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスクを報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P42 統括的なリスクマネジメント) ・CSR/ESGLレポート2017 (P8 組織統治(リスクマネジメント)/P10 公正な事業慣行(基本的な考え方、コンプライアンス、公正な取引の遵守))
G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修 a. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の通達を行った者の総数と比率を、地域別に報告する。 b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の通達を行った者の総数と比率を、従業員区分別、地域別に報告する。 c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について通達を行った者の総数と比率を、ビジネスパートナー種類別、地域別に報告する。 d. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率を、地域別に報告する。 e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率を、従業員区分別、地域別に報告する。	・伊藤園統合レポート2017 (P41 コーポレート・ガバナンス/P42 統括的なリスクマネジメント) ・CSR/ESGLレポート2017 (P10 公正な事業慣行(基本的な考え方、コンプライアンス、公正な取引の遵守))
G4-SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置 a. 確定された腐敗事例の総数と性質を報告する。 b. 確定された腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数を報告する。 c. 確定された腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数を報告する。 d. 報告期間内に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果を報告する。	-
側面: 公共政策		
G4-SO6	政治献金の総額(国別、受領者・受益者別) a. 組織が直接、間接に行った政治献金(現金や現物によるもの)の金額を、国別、受領者・受益者別に報告する。 b. 現物支給による献金額を推計した方法を報告する(該当する場合)。	-
側面: 反競争的行為		
G4-SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果 a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間内に法的措置を受けた事例(終結しているもの、していないもの)の総件数を報告する。 b. 法的措置が終結したものについては、結果(決定や判決を含む)の主要点を報告する。	-
側面: コンプライアンス		
G4-SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数 a. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置について、次の観点から報告する。 ・相当額以上の罰金の総額 ・罰金以外の制裁措置の総件数 ・紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。 c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯について報告する。	-
側面: サプライヤーの社会への影響評価		
G4-SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率 a. 社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率を報告する。	-
G4-SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)および実施した措置 a. 社会に及ぼす影響評価の対象としたサプライヤーの数を報告する。 b. 社会に対して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼすと特定したサプライヤーの数を報告する。 c. サプライチェーン内で特定した社会に及ぼす著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を報告する。 d. 社会に対して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼすと特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善に同意したサプライヤーの比率を報告する。 e. 社会に対して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼすと特定したサプライヤーのうち、評価の結果により、関係を終了したサプライヤーの比率、およびその理由を報告する。	-
側面: 社会への影響に関する苦情処理制度		
G4-SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申し立、対応、解決を図ったものの件数 a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度を通じて申し立のあった社会に及ぼす影響に関する苦情の総件数を報告する。 b. 特定した苦情のうち、下記の件数を報告する。 ・報告期間中に対応した苦情 ・報告期間中に解決した苦情 c. 報告期間より前に申し立があり報告期間内に解決した社会に及ぼす影響に関する苦情の総件数を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P10 公正な事業慣行(基本的な考え方、コンプライアンス、公正な取引の遵守)/P16 消費者課題(製品の品質と安全性))
サブカテゴリー: 製品責任		
側面: 顧客の安全衛生		
G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率 a. 主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P16 消費者課題(製品の品質と安全性))
G4-PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別) a. 報告期間内に、製品やサービスについて発生した安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総数を次の分類により報告する。 ・罰金または処罰という結果になった規制違反の事例 ・警告という結果になった規制違反の事例 ・自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。	-
側面: 製品およびサービスのラベリング		
G4-PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率 a. 組織が、製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定め、製品およびサービスに関する次の情報を求めているか否かを報告する。 ・製品・サービスの部材調達に関する情報 ・内容物、特に環境や社会に影響を及ぼす可能性のある物質に関する情報 ・製品・サービスの安全な使用に関する情報 ・製品の処分および環境・社会に与える影響に関する情報 ・その他(具体的に記述) b. この手順を適用して規制遵守評価の対象としている主要な製品およびサービスの比率を報告する。	・CSR/ESGLレポート2017 (P16-17 消費者課題)
G4-PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別) a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数を、次の分類により報告する。 ・罰金または処罰という結果になった規制違反の事例 ・警告という結果になった規制違反の事例 ・自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。	-
G4-PR5	顧客満足度調査の結果 a. 報告期間内に、次の事項について実施した顧客満足度調査(統計的に妥当なサンプル規模に基づくもの)について、その結果または主な結論を報告する。 ・組織全体 ・主要な製品カテゴリーまたはサービスカテゴリー ・主要な事業拠点	・CSR/ESGLレポート2017 (P16-17 消費者課題)

項目	指標	記載ページ
側面: マーケティング・コミュニケーション		
G4-PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上 a. 組織が、次に該当する製品を販売しているか否かを報告する。 ・ 特定の市場で販売が禁止されているもの ・ ステークホルダーが疑問視しているもの、公の議論の対象となっているもの b. 製品に関する上記の疑問や懸念に対する組織の対応方法を報告する。	-
G4-PR7	マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別) a. マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総数を、次の分類により報告する。 ・ 罰金または処罰という結果になった規制違反の事例 ・ 警告という結果になった規制違反の事例 ・ 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。	-
側面: 顧客プライバシー		
G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数 a. 顧客プライバシーの侵害に関する実証された不服申立の総件数を、次の分類により報告する。 ・ 外部の当事者から申立を受け、組織が公的に認めたもの ・ 規制当局による申立 b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数を報告する。 c. 実証された不服申立が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。	-
側面: コンプライアンス		
G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額 a. 製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金の総額を報告する。 b. 法律や規制の違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。	-